

# 県北ソフトボール協会会則

## (名称と事務局)

第1条 本会を県北ソフトボール協会と称し、事務局を会長の指定するところに置く。

## (目的)

第2条 本会は、県北地区におけるソフトボールの普及発展を図るをもって目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

1. ソフトボール大会の主催および後援
2. ソフトボール普及発展ならびに技術向上に関する研修
3. その他本会の目的達成に必要な事業。

## (組織)

第4条 本会は、本会に登録するチームのメンバーと審判員・記録員および本会の趣旨に賛同する者をもって組織し、福島県ソフトボール協会の支部団体となる。

## (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 会 長 . . . . . 1 名   | 5. 常任理事 . . . . . 若干名 |
| 2. 副 会 長 . . . . . 若干名 | 6. 理 事 . . . . . 若干名  |
| 3. 理 事 長 . . . . . 1 名 | 7. 監 事 . . . . . 2 名  |
| 4. 副理事長 . . . . . 若干名  |                       |

## (顧問・参与)

第6条 本会に顧問・参与を必要に応じて置くことができる。

1. 顧問は、この会の会長、または副会長であった者およびソフトボールに関する功労者のうちから、理事会および評議会で推薦し、会長が委嘱する。
2. 参与は、理事会および評議会で推薦し、会長が委嘱する。
1. 顧問は、会長および理事会の詰問に応ずる。参与は、理事会の詰問に応ずる。

## (役員を選出)

第7条 役員を選出については、次によるものとする。

1. 会長・副会長は、理事会の議を経て、評議委員会において選出する。
2. 理事長・副理事長および常任理事は、理事の互選による。
3. 理事は、評議員の互選による。
4. 他に、理事・常任理事には、会長が推挙する者を若干名あてることができる。
5. 監事は、評議会において選出する。

## (役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
3. 理事長は、会務を掌理する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときは、その仕事を代行する。
5. 常任理事・理事は、会務の処理にあたる。
6. 監事は、会計を監査する。

## (役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

## (評議員)

第10条 評議員の選出・仕事・仕事は、次のとおりとする。

1. 評議員は、各チームの代表1名および審判員・記録員10名とする。
2. 評議員は、会議の審議にあたる。
3. 評議員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第11条 会議は、次のとおりとする。

1. 本会は、評議員を最高議決機関とし、次の各項を審議する。
  - ア. 行事計画および会務報告
  - イ. 予算および決算
  - ウ. 役員改選
  - エ. 会則の変更
  - オ. その他、会長が必要と認める事項および評議員による緊急動議。
2. 理事会は、評議員会の議を経て、会務の審議および執行にあたる。
3. 常任理事会は、緊急な事項で理事会を開く余裕がないとき、これを代行する。

第12条 すべての会議は、構成員の過半数をもって成立する。

会議に出席できないときは、委任状をもってこれに代えることができる。

第13条 すべての会議は、出席者の過半数を得て決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

第14条 評議員以外の役員は、評議員会に出席し、意見を述べることができるが、議決権を有しない。

第15条 会議は、すべて会長が必要に応じて招集する。

但し、評議員会は、年1回必ず招集しなければならない。

第16条 会議の議長は、次のとおりとする。

1. 評議員会は、評議員から選出する。
2. 常任理事会・理事会は、会長があたる。  
但し、理事長・副理事長がこれを代行することができる。

(専門委員会)

第17条 本会に、次の専門委員会を置くことができる。

専門委員会の規定は、福島県ソフトボール協会規約規定第8章第27条に準じる。

1. 総務委員会
2. 財務委員会
3. 審判・ルール委員会
4. 記録委員会
5. 広報委員会
6. 技術・強化委員会
7. 指導者委員会
8. 普及委員会
9. ドクター委員会
10. その他の委員会

(登録)

第18条 本会に所属するチームおよび公認審判員・公式記録員・公認指導者は、登録料を添えて登録手続きをとらなければならない。手続きに関する規定は、福島県ソフトボール協会規約第9章第28条、29条、30条、31条に準じる。

第19条 登録手続きをとらないチームは、本会が主催する該当年度の大会には出場できない。

(会計)

第20条 本会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

1. 登録費
2. 大会参加料
3. 事業収入
4. 寄付金
5. その他

第21条 本会の登録料は、毎年評議会で決定する。大会参加料は、その都度理事会において決定する。

第22条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(帳簿)

第23条 本会には、次の帳簿を置く。

1. 会計簿
2. 議事録
3. 登録チーム名簿
4. 役員名簿
5. 表彰者名簿
6. その他必要な名簿

(事務局) 第24条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

第25条 事務局には、事務局長1名、事務局次長1名・庶務会計を若干名を置く。

第26条 事務局は、事務一般を処理する。

2. 事務局次長は、事務局長を補佐する。

3. 庶務会計は、庶務、会計の任にあたる。

第27条 事務局長・事務局次長・庶務会計は、理事長が推挙し、会長がこれを委託する。  
(会則の変更)

第28条 会則の変更は、評議員会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(付 則)

1. 本会則は、昭和52年7月2日より適用する。
2. 昭和56年 3月29日 一部変更
3. 昭和63年 3月12日 一部変更
4. 平成 4年 3月14日 一部変更
5. 平成 6年 3月12日 一部変更
6. 平成11年 3月 7日 一部変更
7. 平成12年 3月12日 一部変更
8. 平成30年 3月18日 一部変更

\* 役員名簿の表記順序は次の通りとする。

1. 会長
2. 副会長
3. 顧問
4. 参与
5. 理事長
- 副理事長